



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health Labour and Welfare

厚生労働省委託事業

中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

中小企業  
事業主が対象の  
助成金です



# 両立支援等助成金

## 《介護離職防止支援コース》

次の取り組みを行い、要件を満たした事業主に支給します。

実際に介護に直面する労働者の  
「介護支援プラン」の作成・導入

介護支援プランに沿って円滑に  
介護休業を取得・職場復帰させた場合、または  
仕事と介護のための両立支援制度を利用させた場合

※他にも要件があります。詳細は厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/>)をご確認ください(トップページから「両立支援等助成金」でサイト内検索)。

### 介護支援プラン とは?

介護に直面した従業員が仕事と介護を両立しながら安心して働く事ができる雇用環境の整備に向けて、個々の従業員の状況に応じた支援の取組を行うために、企業が策定するプランのことです。  
(詳しくは厚生労働省HPトップページから「介護支援プラン」でサイト内検索)

### 取り組みの手順

1

介護休業の取得等について  
介護支援プランにより  
支援する旨の明文化・周知

※介護支援プランは対象介護休業取得者の  
休業開始前に作成するのが原則ですが、  
休業開始と同時並行での作成も可能です。

2

対象労働者の  
介護支援プランの作成

※無料で介護プランナーによる  
支援を受けることもできます。  
問合せ:<http://ikuji-kaigo.com/>

3

介護支援プランに沿って  
・介護休業の取得・職場復帰  
・仕事と介護のための  
両立支援制度の利用

### 取り組みの概要

(主な支給要件)

#### 1 介護休業の取得等について介護支援プランにより支援する旨の明文化・周知

以下を参考にして、就業規則や社内通知、介護休業等利用マニュアルなどに明文化し、社内報などにより労働者に周知してください。

(就業規則への規定例)

##### 第〇条円滑な取得及び職場復帰支援

会社は、育児休業又は介護休業等の取得を希望する従業員に対して、円滑な取得及び職場復帰を支援するために、当該従業員ごとに育児復帰支援プラン又は介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。

なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引き継ぎに係る支援、育児休業中又は介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業又は介護休業等を取得する従業員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。

#### 2 介護支援プランの作成

介護に直面した従業員の方と面談を実施し、介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ介護支援プランを作成してください。

#### 3 介護支援プランに沿った介護休業の取得・制度利用

介護支援プランに基づき、制度利用を支援してください。

**介護休業** 業務の整理・引き継ぎ、介護休業の取得・原職等復帰 **介護両立支援制度** 業務体制の検討、介護両立支援制度の利用

介護支援プラン策定のノウハウを持つ「介護プランナー」の支援を無料で受けられます。

<http://ikuji-kaigo.com/>

## 介護休業

介護休業 1.休業取得時:28.5万円<36万円>  
2.職場復帰時:28.5万円<36万円>

1事業主1年度5人まで支給

※支給額<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

### 取り組みの手順

- ①対象者の休業までの働き方、引き継ぎのスケジュール、復帰後の働き方等について、上司または人事担当者が**面談を実施**したうえで面談結果を記録すること。
- ②所定の様式で**介護支援プランを作成**すること。  
※介護支援プランは、対象介護休業取得者の休業開始前に作成するのが原則ですが、休業開始と同時進行での作成も可能です。
- ③**介護支援プランに基づき**、対象者の介護休業開始日までに**業務の引き継ぎを実施**すること。
- ④合計14日以上**介護休業を取得**すること。



## 介護両立支援制度

支給額 [中小企業]

28.5万円<36万円>

1事業主1年度5人まで支給

※支給額<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

以下の介護のための柔軟な就労形能の制度を導入し、利用者が出た場合が対象です。

- ①所定外労働の制限制度(所定労働時間を超えて労働させない制度)、②時差出勤制度(所定労働時間を変更することなく始業又は就業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度)、③深夜業の制限制度(深夜22時~5時において労働をさせない制度)、④短時間勤務制度(所定労働時間7時間以上の労働者について、1日の所定労働時間を短縮する制度)
- <2019年度については以下の⑤~⑧の制度についても対象となります。>
- ⑤介護のための在宅勤務制度(介護のため、ICTを活用して在宅勤務を利用できる制度)、⑥介護休暇制度(年次有給休暇とは別に、対象家族1人につき1年度5労働日を限度として時間単位で利用できる制度)、⑦介護のためのフレックスタイム制度(介護のため、労働者の申し出によりフレックスタイムを利用できる制度)、⑧介護サービス費用補助制度(労働者が利用する介護サービスの費用を一部事業主が補助する制度)

### 取り組みの手順

- ①対象者の制度利用中の働き方、業務体制の検討等について、上司または人事担当者が**面談を実施**したうえで面談結果を記録すること。
- ②所定の様式で**介護支援プランを作成**すること。  
※介護支援プランは、対象両立支援制度利用者の制度利用開始前に作成するのが原則ですが、利用開始と同時進行での作成も可能です。
- ③**介護支援プランに基づき**、**業務体制の検討**を行うこと。
- ④合計42日以上、**上記制度を利用**すること。(⑥・⑧については別途要件)



助成金の詳細や支給申請については、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

助成金の要件については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

●介護支援プラン策定マニュアルおよび両立支援等助成金についての詳細は下記をご覧ください。

厚生労働省HP 仕事と介護の両立支援(事業主向け)ページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html)

厚生労働省ホーム ▶ 政策について ▶ 分野別の政策一覧 ▶ 雇用・労働 ▶ 雇用均等 ▶ 仕事と介護の両立~介護離職を防ぐために~ ▶ 仕事と介護の両立支援

### お問い合わせ

株式会社 パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局

TEL 03-5542-1740 (月~金曜日) 9:00~17:30  
※年末年始(12/30~1/3)を除く

<http://ikuji-kaigo.com/>

介護プランナー

※本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。